

霞ヶ浦農業用水推進協議会

2月14日

第51回通常総会開催

協議会長あいさつ



稲葉 本 治

本日は、協議会の第51回通常総会、並びに土地改良区理事会を開催しましたところ、役員の皆様方には公務ご多忙のところ、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、県関係を始め、国、並びに水源機構等、多数のご来賓の方々にも練り合わせご臨席を賜りまして誠に有難うございます。

皆様方には、常日頃から霞ヶ浦用水事業の推進、並びに当協議会、土地改良区の運営等につきまして特段のご指導・ご支援を賜っており、心から厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、安倍政権の3本の矢を柱とする経済政策のもと、緩やかではありますが景気回復の兆しがみえてきており、また、2020年

の夏季オリンピックが東京に決定したことなど、将来への明るい期待感が始まった年ではなかったかと思っております。

この様な中、霞ヶ浦用水につきましては、震災によって破損した施設が、昨年4月の通水前には完全に復旧され、順調に農業用水を送水しているところでございます。

しかしながら、近年の異常気象により昨年は、5月から6月の水需要の多い時期に雨が降らず、6カ所の国営揚水機場がフル稼働での運転となり、その電気料金は増大し電力料金の値上げと重なって、改良区の管理経費が逼迫される原因となつてしまいました。

一方、農政関係に目を向けますと、昨年合意を目指していた環太平洋パートナーシップ協定いわゆるTPPについては、年内妥結が断念され、いよいよ今年が正念場を迎える時期となつてまいりました。

更には、国が打ち出した今回の農政改革の中では、米の生産調整に対する直接支払交付金の見直しや、担い手の規模拡大を促す農地中間管理機構など、農業に関しましては、特に今年は大きな転換期を迎えるものと思っております。

つきましては、当協議会そして土地改良区といたしましても、大きく変化する農業政策に対応していくため、国や県からの情報を的確に捉え、霞ヶ浦用水地域農業の発展のため最善を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、平成26年度の農林水産関係予算の概算決定額でございますが、2兆3,267億円、対前年度比101.3%となつております。

そのうち、私共に関係します農業農村整備費につきましては、2,689億円で対前年比、102.4%、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分が前年度と同額の735億円で、両方併せますと3,424億円の予算内容となっております。

ご案内のように、まだ、地区別の予算につきましては決定されてはおりませんが、年度予算が決定される春先以降の事業の執行につきましては、皆様方の特段のご協力をお願いいたします。

特に、霞ヶ浦用水の効果発生面積が少ない、国営笠間幹線系の受益地については、早期通水が必要なため、県営並びに団体営かん排路線の工事が盛んに進められておりますので、宜しく願い申し上げます。

さて、本日の協議会総会でございますが、平成26年度の事業計画(案)並びに予算(案)のほかに、副会長1名の欠員補充と任期満了による役員の改選についてなど、議案6件を上程しております。また、土地改良区の理事会には、通常

総代会の開催並びに提出議案や規程の一部変更について、更には欠員副理事長の互選など、報告1件、議案8件を上程しております。

皆様には、協議会並びに土地改良区、どちらにもご審議の程宜しくお願い申し上げます。開会に先立ちましての挨拶といたします。

2月14日、霞ヶ浦農業用水管理センターにおいて、茨城県をはじめ関係機関多数の来賓のご臨席のもと通常総会が開催されました。

通常総会には議案6件が上程され、原案どおり可決されました。平成26年度一般会計予算は820万6千円となります。



水土里連絡会における営農活動

当協議会の水土里連絡会の組織は、「利水部会」と「畑かん技術部会」の2部会制として活動を実施しています。

利水部会「班会」の活動

平成25年度は、昨年に引き続き茨城農業改革に関連した「いばらき高品質米生産運動」の一助として、水稲生育情報の提供と水稲現地講習会を関係機関の協力を得て開催しました。

水稲情報提供については、6月上旬・7月上旬・7月下旬に、今後の栽培管理方法等の情報提供を行いました。

また、水稲現地講習会については、出穂期の7月上旬に2班会で開催しました。それぞれ地元農家など、延べ約50名の参加者に、生育状況や今後の水管理などについて講習会を実施しました。

水稲現地講習会



畑かん技術部会の活動

前年度に引き続き畑かん現地研修会と畑かんだよりとして情報提供を行いました。

畑かん現地研修会について、7月2日に、つくば市の畑総谷田部北部地区の実証圃で開催しました。地元農家など参加者約70名に、かん水による増収効果の高い農作物のかん水区・無かん水区による生育状況・かん水状況について研修会を実施しました。

加工トマト15a
サトイモ 15a
（かん水により
無かん水区と比
べ、加工トマト
で約120%、
サトイモで約1
50%の収量）



畑かん現地研修会



霞ヶ浦用水地域畑かん営農講演会

平成25年11月25日、霞ヶ浦農業用水管理センターにおいて、霞ヶ浦用水地域畑かん営農講演会を開催しました。この講演会は、霞ヶ浦農業用水を利用した畑かんがい営農の理解と認識を深め、安定した農業経営の確立を図るとともに、霞ヶ浦用水事業の更なる意識の高揚に努め、茨城農業改革に寄与することを目的として、霞ヶ浦農業用水推進協議会が主催となり、茨城県西農林事務所の後援となつていただきました。

当日は、ご多用の中、霞ヶ浦用水地域の生産者をはじめ、関係市町・関係機関等から151名の参加をいただきました。

講演に先立ち霞ヶ浦農業用水推進協議会の稲葉会長（下妻市長）及び県西農林事務所の羽部所長が畑かん推進の必要性についてそれぞれ挨拶をしました。

その後、鯉淵学園農業栄養専門学校の小川教授を講師に迎え、「環境問題と農業のかかわり」と題して、講演会を行いました。

農業における環境問題は、1960年代は重金属汚染や残留農薬等圃場規模だったものが、1980年代になると陸水の富栄養化や家畜ふん尿等のように地域規模に広がり、2000年代に入ると砂漠化、温暖化などの地球規模にまで拡大している。

さらに今後の問題としては、これに時間的・空間的・ケールが加わり、農地、農産物の放射能汚染や残留性有機汚染物質、遺伝子組み換え農産物などが深刻化しつつある。これらの原因は全て物質循環の破綻にあるといっても過言ではないと講演の中で強調しておりました。



霞ヶ浦用水地域畑かんがい先駆的実践者出前講座について

平成25年度より、畑かんがい先駆的実践者の組織が、茨城県から霞ヶ浦農業用水推進協議会に移管されました。

「畑かんがい先駆的実践者とは？」

畑かんがいをしていた先進的な農業の実践者で、畑かんがいの達人のことをいいます。現在、霞ヶ浦農業用水推進協議会会長の委嘱を受けた21名の方々が登録されています。

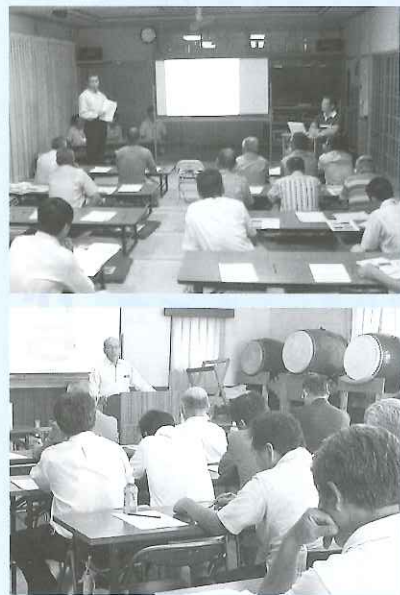
「出前講座について」

畑かんがい先駆的実践者に、現地の案内や各地域で開かれる説明会や研修会に向いて講話等をしていただき、意見交換などを行うことを予定しております。これを「畑かんがい先駆的実践者出前講座」と呼んでおり、様々な場面で活用することができます。ご希望があれば、霞ヶ浦農業用水推進協議会（霞ヶ浦用水土地改良区）にご連絡をお願いいたします。

「どのような話をしてもらえませんか？」

あらかじめ、畑かんがい先駆的実践者に話をしてもらいたいテーマを「畑かんがい先駆的実践者出前講座申込書」に書いていただきます。これに対して、畑かんがい先駆的実践者の方からは、これまでの経験談や畑かん営農状況、地区のまとめかたや担い手の育成、さらには販路や市場動向など、様々な話をしていただけます。

出前講座の状況



土地改良区だより

平成24年度 一般会計収入支出決算

平成25年9月19日開催の臨時総代会にて、平成24年度土地改良区一般会計収入支出決算が承認されましたので、ご報告申し上げます。

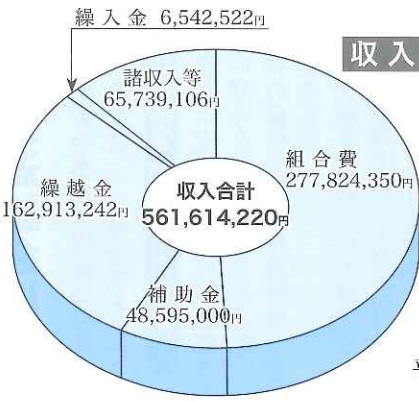
第35回通常総代会開催

平成26年3月18日、霞ヶ浦農業用水管理センターにおいて第35回通常総代会が開催されました。議長に古河市の大木康造氏を選出し、平成26年度土地改良区一般会計収入支出予算等報告1件、議案20件が審議され原案どおり可決されました。

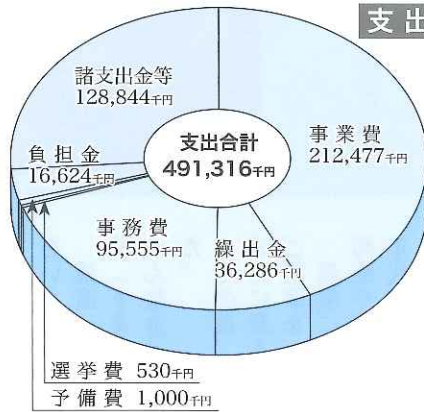
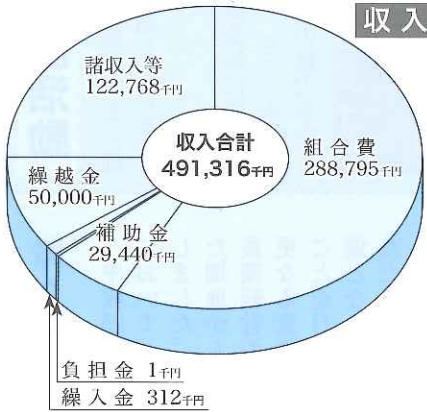
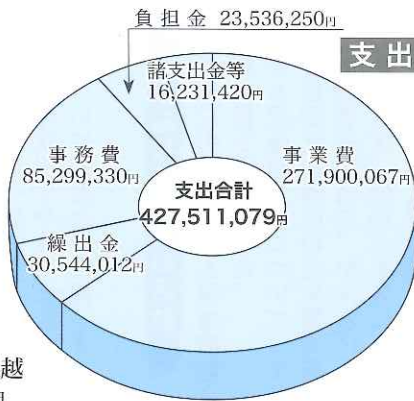
同日、役員補欠選挙が執行され、石岡市長の今泉文彦様、桜川市長の大塚秀喜様がめでたく理事に当選されました。

また、去る2月14日開催の理事会において、1名欠員となっていた副理事長に、笠間市長の山口伸樹様を選出されました。

平成26年度土地改良区予算



平成25年度に繰越
134,103,141円



表彰者名簿

役員表彰者

笠間市	小園江一三
桜川市	飯島 義邦
土浦市	中川 清
土浦市	完賀 浩光
石岡市	上野 守
古河市	浅井 清

総代表表彰者

笠間市	瑞 行雄
桜川市	安達 順一
桜川市	飯島 三省
桜川市	大関 哲男
土浦市	久家 通男
つくば市	岡田 清
つくば市	石濱 和男
つくば市	岩田 章
つくば市	小野村 昇
下妻市	菊池 茂
筑西市	藤田 富男
結城市	石崎 榮
常総市	秋葉 武男
常総市	秋葉 隆
八千代町	中村 一實
八千代町	井上 信一
八千代町	大久保 静
古河市	鈴木桂一郎

霞ヶ浦用水土地改良区からのお知らせ

農地転用の手続きについて

農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法第4条・第5条により、関係市町に対し手続きが必要となります。

その際、申請地が当霞ヶ浦用水土地改良区の受益地に含まれている場合には、霞ヶ浦用水土地改良区除外等処理規程に基づき、転用書類を作成し当土地改良区へ協議していただくことになっております。

なお、転用に伴い決済金の納付（土地改良法42条2項）も義務付けられていますので、よろしくお願いたします。

組合員資格得喪の通知について

霞ヶ浦用水受益地内において当土地改良区の組合員が経営移譲等に伴い、土地の名義を変更する際には、組合員の資格得喪の通知を当土地改良区あてに提出していただきます。

なお、不明な点は、各市町担当課、農業委員会または当土地改良区までお問い合わせください。

※届出のない場合は、資格の変更はされませんが、現資格者に賦課されます。

維持管理費の期限内納付にご協力を!

賦課金につきましては、ポンプの電気料、人件費、施設管理費等となります。

霞ヶ浦用水は、受益者からの維持管理費でまかなわれておりますので、期限内に納付していただきますようご協力をお願いいたします。

平成26年度『決済金の額』

水田 **112円/m²**
畑 **89円/m²**

『資格移動届』の提出

- ・農地の**売買・贈与**などした場合
- ・農業者年金受給のため**経営移譲**した場合
- ・組合員の**名義変更**及び**住所変更**した場合

平成26年度の賦課金は

10aあたり 水田 **3,900円/年**
畑 **3,100円/年**

賦課金の納期については、第1回 5月31日まで 第2回10月31日まで

※賦課領収書は確定申告する際に、納税控除証明書となりますので、大切に保管されますようお願いいたします

利根調だより

新たな農業・農村政策が始まります！

「4つの改革」の推進について

現在、我が国農業における担い手の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、構造改革を更に加速化させていくことが必要です。

このため、政府は平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」とりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策「地域政策」を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むこととしました。具体的には、

- ① 農地中間管理機構の創設、
- ② 経営所得安定対策（旧・戸別所得補償）の見直し、
- ③ 水田フル活用と米政策の見直し、
- ④ 日本型直接支払（多面的機能支払）の創設、

といった「4つの改革」を進め、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていくこととしています。土地改良区の皆様と関係の深い日本型直接支払については、解説図をご参照下さい。また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」については、首相官邸のホームページでご覧になれます。

※関連リンク

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/index.html>)

VIII 日本型直接支払制度の概要

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や畜産活動に対して支援します。26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施します。

制度の全体像

創設 農地維持支払
多面的機能を支える共同活動を支援します。
支援対象：農地維持の早刈り、水田の毛上げ、農地の特別共有等の基盤の保全活動、農地の用途変化に対応した排水・灌漑、健全な管理機構の作成、等

創設 資源向上支払
地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。
支援対象：水路、農道、ため池の経年補修・植栽による環境形成、ヒト・モノ・カネの循環の促進のための活動、等

創設 中山間地域等直接支払
中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援します。

創設 環境保全型農業直接支払
環境保全効果の高い畜産活動を行うことに伴う追加コストを支援します。

※5年度に支払の効率や取組の定着状況等を検証し、適宜に反映します。

多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）の概要

制度のポイント

- ① 農地維持支払は、農業者のみの活動組織でもOK（非農業者の参加を要件としない）
- ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援とするなど、農業者が取り組みやすい制度です。

交付単価 国と地方公共団体の合計額（単位：円/10a）

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	①と②に取組む場合	③資源向上支払（長寿化等）	①、②及び③に取組む場合*
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①	②	①+②	③	①+②+③
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：市町村の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同額の95%単価が適用される。
 ※2：2の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取組むことが必要。
 ※3：水田・畑・草地などの農地の長寿化等の取組を目的とする。単価は4,400円/10aが上限とされる。①、②及び③を一緒に取組む場合は、2の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同額の75%となり、計額は、合計で9,200円/10aとなる。
 ※4：更に3の資源向上支払（長寿化）に取組む場合は、単価は4,400円/10aが上限とされる。①、②及び③を一緒に取組む場合は、2の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同額の75%となり、計額は、合計で9,200円/10aとなる。
 ※5：欄には組別数を記載。

水資源機構管理所だより

管理開始後20年そして通水を開始して26年が経ちました。

雷ヶ浦用水事業は、昭和55年3月利根川・荒川水系の水資源基本計画の一環として、かんがい用水補給、都市用水供給を目的とし、水資源開発公団（現水資源機構）が主要幹線施設を実施することとなり、昭和56年3月工事着手してから15年の歳月を経て、平成6年3月に完成し、同年4月から管理業務を開始し20年が経過しました。

また、昭和63年4月からは、農業用水・水道用水・工業用水の一部送水を開始し26年が経過しました。

雷ヶ浦用水施設は、雷ヶ浦を水源として茨城県西南部13市町の農地19,294haに對し最大17・75m/s、水道用水として9市町の約30万人を対象に、最大0・578m/s、工業用水として14市町に立地する工場等に対し最大1・058m/sを供給します。

これまでに供給した総送水量は、平成25年12月31日で約14億2千万m³（農業用水・約7億3千万m³、水道用水・約2億1千万m³、工業用水・約4億8千万m³）に達しています。

平成26年度末には15億m³に達成する見込みです。

雷ヶ浦用水管理所に可搬式ポンプ積載可能車両を配置しました。

水資源機構は、地震等による施設被災時の通水機能確保を目的として、平成24年までに主要な水路管理所に可搬式ポンプ搭載車等の備蓄資材を配備しました。



施設写真



訓練状況

雷ヶ浦用水管理所では、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を教訓に関東地区の備蓄拠点として位置付けられ、下記に示す備蓄資材を配備し、危機管理機能の強化を図っています。

このうち、「可搬式ポンプ設備」と「発電機」は、各々2台配備され、2セットで毎秒300リットルの水を送水可能です。

可搬式ポンプ設備 10m³/min 2台
 発電機 45kVA 2台

・ クレーン付8トトラック2・9t吊り 1台
 ・ 急速空気弁（φ200、7・5〜10k）5基
 本設備については、水資源機構以外の組織から使用の承認申請があった場合、水資源機構の業務に支障がなく、かつ、その必要が認められる場合は使用することが出来ますので、緊急時等に使用する場合はご連絡下さい。

問い合わせ先
 独立行政法人水資源機構 雷ヶ浦用水管理所
 ☎029(898)2212(代表)

畑地帯総合整備事業「中結城地区」について

「霞ヶ浦用水を活用しネギを育てます！」(実証ほ)

霞ヶ浦用水地域ではこれまで22地区において畑地帯総合整備事業を実施しており、用水を活用した計画的な営農が可能となっています。

今回は、平成26年度に事業完了予定の中結城地区（八千代町）について紹介します。

【地区概要】

平成17年度に工事着手、平成26年度完了予定。受益者数138名、用水受益面積46・7ha。全エリアで用水が利用できるよう畑かん施設が整備されています。平成25年度に機場の操作方法についての説明会を開催しており、平成26年度から用水の本格運用を始める予定です。

【維持管理】

中結城地区では事業完了前の平成23年度に維持管理組合を設立しており、事業完了後、事業促進協議会から維持管理組合への組織移管をスムーズに行えるようになっていきます。また、本地区では、受益者の皆様のご理解とご協力のもと、用水を含めた維持管理費を、地区全体の受益者で負担する体制をとっています。その結果、いつでも誰でも用水が利用できる状態となっています。

【実証ほについて】

現在栽培している主な野菜として、春作はネギ、キャベツ、秋作はレタス、ハクサイ等が挙げられます。本地区では、畑かんの効果を地元で紹介することを目的として、平成26年度から、かん水区と無かん水区に分けて試

験栽培を行うほ場（実証ほ）を設置することになりました。実証ほでは、八千代町での作付面積が増えているネギの栽培を行います。暑い時期や収穫の約15日前にかん水を行うことにより、収量の増加が期待できます。現地研修会を秋頃に予定しておりますので、興味のある方は是非ご参加ください。



完工式の様子



機場の本格運用に向け、現場で操作説明を実施

(問い合わせ先)

県西農林事務所土地改良部門
霞ヶ浦用水推進課
☎0296(24)9246

優良農家をたずねて

美味しいアスパラガスの栽培に 夢を託して〜団塊の第二の人生〜

つくば市百家 染谷隆一さん

つくば市百家地区は、つくば市の西に位置する旧豊里町にある集落です。この百家地区で染谷隆一さんは平成20年から奥さんと2人でアスパラガス栽培に取り組んでいます。染谷さんは元々公務員でしたが平成19年に退職し、新規でアスパラガスの栽培を始めました。染谷さんは最初、農業をするにあたって作付け品目を何にするか悩みましたが、検討を重ねた結果、ハウスで栽培できる目新しい品目で、今後つくばで需要が増える見込みの高い、アスパラガス栽培することにしました。



春の訪れと共に、一斉にアスパラガスが顔を出します。

染谷さんの畑は霞ヶ浦用水の畑地かんがい受益地で、この霞ヶ浦用水を利用し、パイプハウス5aと露地畑20aで、みずみずしくて美味しいアスパラガスを栽培して

います。良いアスパラガスを生産するポイントについてたずねると「特にハウスでのアスパラガス栽培には適期にかん水する事が良品生産に欠かせない」と染谷さんは答えてくれました。

今では染谷さんはエコファーマーを取得し、堆肥による土づくりや、有機肥料を使用した栽培を行っています。また、防虫ネットによる害虫防除など農薬の散布回数を減らして消費者が安心して購入できるアスパラガス栽培を実践しています。

染谷さんのアスパラガスはつくば市内のJA直売所を中心に販売され、その美味しさは消費者から高く評価されています。



アスパラガスのハウス内にて (向かって右が染谷さん)

茨城県南農林事務所
つくば地域農業改良普及センター

霞ヶ浦用水は、施設保安のため、パトロールを実施しますが、漏水等による緊急事態が発生した場合は、下記まで連絡をお願いいたします。

- ◆4月21日～8月31日(かんがい期) 祝日、祭日も連絡してください。
- ◆9月1日～4月20日(非かんがい期) 夜間、土日、祝日、祭日は霞ヶ浦揚水機場にお願いします。

霞ヶ浦用水土地改良区 ☎0296-43-0885(昼間) / 霞ヶ浦揚水機場 ☎029-898-2212(昼・夜間)